④規約（会則）

『　　　　　　　　　　　　　　』の決まり（ルール）

（名称）

第1条　個の団体の名称は、『　　　　　　　　　　　　　　　　　　』といいます。

（所在地）

第2条　この団体の所在地は、名取市　　　町　丁目　番　号とします。

（目的）

第3条　この団体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　することを目的としています。

（活動内容）

第4条　この団体は前条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. についての活動
2. についての活動
3. その他、この団体の目的の達成に必要な活動

（メンバー）

第5条　この団体のメンバーは活動の目的に賛同するこどもとサポートしてくれる大人とします。

（役員の種類）

第６条　個の団体には次の役員を置き、任期は〇年とします。

1. 会長　1名　（こども）
2. 副会長　（こども）
3. 責任者　（大人）
4. 会計　　（大人）

（役員の選び方）

第7条　役員は、メンバーの中から選びます。

　２　　責任者と会計は、同じ人（大人）はなれません。

（役員の役割）

第8条　会長はこの団体を代表します。

　２　　副会長は会長を手伝い、会長が不在のときは会長の代わりをつとめます。

　３　　責任者はこどもの団体の責任者として，助成金の受け取りなどの各種手続きを行います。

　４　　会計は、この団体のお金を管理します。

（議決機関）

第９条　この団体は以下のことを決定するため、メンバー全員が参加する会議を開きます。

1. 活動内容
2. お金の使い方
3. この会則の内容を変更すること
4. その他、必要なこと

（活動計画と予算）

第１０条　この団体の活動計画は会長が、予算は会計が作成して、責任者がそれを

確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（活動報告と決算）

第１１条　この団体の活動報告は会長が、決算は会計が作成して、責任者がそれを確認

して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（会計の期間）

第１２条　この団体の会計の期間は、　　月　　日から翌年の　　月　　日までとします。

（その他）

第１３条　この会の決まりに書かれていないことや、その他の細かい決まりについては、

メンバーみんなで話し合って決めることとします。

附則

１　この会の決まりは、この団体の発足日である平成　　年　　月　　日から施行します。